平成28年度

思思到

「市民提案型協働事業」とは?

府中市では、「みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち」の実現に向けて、市民と市との協働によるまちづくりを進めています。

「市民提案型協働事業」は、地域の課題や社会的な課題の解決に向け、市民 (団体)と市が協働して実施するものです。

■提案書提出期間

平成27年7月1日(水)~7月22日(水)

提出先:市民活動支援課市民協働推進担当への書類提出

※提出する際は要事前連絡

府中市市民協働推進本部市民活動支援課

目 次

Ι	ī	市民提案型協働事業とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	1	提案できる団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2	刘象事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	3	補助金の額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	4	補助対象経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	5	市民提案型協働事業のながれ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	6	応募方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(制 提案書等書類の提出	
	(② 市担当課の決定・市担当課との調整	
	(③ 提案書等の書類の再提出	
	7	選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	((1) 公開プレゼンテーションの方法	
	(② 選考方法	
	(③ 選定結果通知	
	8	事業実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	((1) 申請書の提出	
	(② 市担当課と打合せ	
	(③ 補助金の交付請求	
	(4) 事業の実施に係る留意事項	
	(⑤ 事業のPR	
	9	事業の終了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	((1) 事業のふりかえりの実施	
	(② 実施報告書の提出	
	(③ 報告会及び次年度説明会への出席	
	1C) 情報公開等	3
	(1) 情報公開	
		② 個人情報の取扱い	
		その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
Ι		必要な書類とその記入方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
Ш		総合計画該当チェックシート・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
IV		よくある質問2	
V		市民提案型協働事業補助金審査基準2	
۲Л	1	府中市市民提案刑按衞事業補助会交付要綱	

Ⅰ 市民提案型協働事業とは

1 提案できる団体

次の要件をすべて満たす団体が対象となります。

- 府中市内に活動の拠点を有し、5人以上の構成員で組織されていること
- 定款、規則、会則その他の組織の運営に関する基本的事項を定めたものを有すること。
- 適切な会計処理が行われていること又は行われる見込みがあること。
- 政治活動又は宗教活動を目的としていないこと。
- ・暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成 員を含む。)の統制下にないこと。
- ・無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号) の規定による処分を受けている団体又はその役職員若しくは構成員の統制下にないこと。

2 対象事業

対象団体が、地域課題や社会的な課題の解決に向けて、自ら企画・提案し、役割分担に基づいて市と協働で実施する事業で、具体的な効果が期待できる事業が対象となります。 なお、原則として単年度で完了するものとします。

<以下の事業は対象外>

- 営利を目的とするもの
- 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- 政治活動又は宗教活動を目的とするもの
- ・施設等の建設及び整備を目的とするもの
- 政策立案のための調査など、政策の提案に関するもの
- ・学術的な研究事業に関するもの
- 地区住民の交流事業等の親睦のみを目的とするもの
- ・国、地方公共団体及びそれらの外郭団体からの助成を受けているもの。
- その他市長が不適当と認めるもの

3 補助金の額

事業に直接要する補助対象経費の合計額の2分の1に相当する額とし、50万円を上限とします。

※本事業については、平成28年度予算の可決後に正式に実施が決定されますこと を、ご承知おきください。

4 補助対象経費

実施する事業に直接要する必要不可欠な経費が対象です。団体の経常的な運営経費や飲食にかかる経費は対象外です。

また、事業終了後に提出していただく実績報告書には、すべての経費について領収書の 添付が必要になります。

対象経費	対象となる経費の例	備考
報償費	外部から招へいする講師・専門家等に対する謝礼	団体構成員が講師として活
(謝礼金)		動する場合は可。
	協働事業の実施のために必要な文具・用紙等事務	短期間、又は一度の使用で消
消耗品費	用消耗品費、材料費	費されてしまうもの、長期間
		の保存に耐えないもの
	事業で使用する資料等のコピー代、事業を周知す	
印刷製本費	るためのチラシ・ポスター等の印刷費、事業成果	
	物(パンフレット等)の印刷費	
通信運搬費	資料や案内等を送付するための郵送料(切手、は	外部から招へいする講師・専
(郵送•交通費)	がき代等)、打合せや事業実施のために要する交	門家の交通費は謝礼に含め
(郵达・父迅貝)	通費	る。
保険料	事業に係る保険料	
体田坳。恁供坳	打合せや事業実施のために必要な会場使用料、事	
使用料•賃借料	業実施のために必要な資機材のレンタル料	
設営費	事業実施のために必要な会場の舞台装置・設備等	
政名 复	の設営費	

<以下の経費は対象外>

- ・団体等の運営に係る人件費
- ・事務所の賃借料、光熱水費
- ・日常の運営に要する消耗品・備品費
- ・飲食に係る経費…など

※補助対象経費となるものでも、**領収書等の提出がないもの**は、<u>補助対象経費として認め</u> **られません**ので、ご注意ください。



ご注意ください!

補助金は**公金**です。支出してしまった経費であっても、内容が適切でないものについては補助対象外となり、返還していただくことになります。

疑問がある場合は、支出する前にご相談ください。

また、補助対象事業の実績額が、すでに交付した額を下回るときは差額を返還していただくことになります。

5 市民提案型協働事業のながれ

時期	内容	期間	備考
平成27年 6月	○広報掲載(6月1日号) ○募集要領公表 ○説明会開催	6月30日(火) 午後6時、 7月1日(水)	※府中市役所北庁舎3階第1会議室で開催します。
7月	○提案書等の提出(市民活動支援課協働推進担	午後2時 7月1日(水) ~22日(水)	※書類提出に当た っては、要事前連絡
	当へ書類提出) ※提案内容に応じ市担当課を 決定		
8月	○市担当課との調整○提案書等の再提出期間○選定※公開プレゼンテーションを実施	7月23日(木) ~8月7日(金) 8月下旬	※担当課との調整 後、修正のうえ書類 再提出
9月	一選考結果通知一		※本事業は平成 28 年度予算の可決後 に、正式に実施が決 定されます。そのた め、交付予定額等に ついては平成 28 年3月下旬以降に 通知いたします。
平成28年4月~	一事業実施決定一 ○事業実施に向けた打合せ ○事業実施 ○事業の終了 ※補助金実績報告書提出、補助金の精算 (事業実施 30 日以内に、市民活動支援課協働推進担当へ提出)		
平成29年 5月	平成28年度市民提案型協働事業実施報告会		

6 応募方法

提案書等の提出

担当課との調整・ 提案書等の再提出期間





事業の終了

(1) 提案書等の提出

次の書類を提出いただきます。

■提出書類

- (1) 府中市市民提案型協働事業補助金交付要望書
- ② 府中市市民提案型協働事業提案書(事業実施計画書)
- ③ 事業収支予算書
- 4 団体概要書
- ⑤ 団体の定款・規約・会則
- ⑥ 役員・会員名簿

提案書等、提出いただく書類は、担当課との打合せや選考に用いられますので、

7月22日(水)までに、市民活動支援課市民協働推進担当まで、ご提出ください。

※提出された提案書等については返却しません。

※提案事業の企画内容の調整や、応募要件の確認、応募書類の書き方など、お気軽に市 民活動支援課市民協働推進担当までご相談ください。

また、締切直前は混み合うことが想定されますので、お早目にご提出くださいますよ うご協力をお願いいたします。なお、面談での相談は、事前にご連絡ください。

② 担当課との調整

実効性の高い効果的な協働事業とするため、提出いただいた書類をもとに、市の担当課 を決定し、具体的な事業内容について、提案団体と市担当課及び市民協働推進担当とで調 整を行います。

市担当課との打合せは、次の視点で行います。

調整の視点

- ・課題の共有 ・事業の必要性 ・市との協働の必要性
- 事業を実施するための課題
- 役割分担…など

※協議の上、協働事業としての実施上の課題を整理することができなかった場合は、公 開プレゼンテーションに進むことはできません。

③ 提案書等の再提出

市担当課との調整を受けて、協働事業内容の見直しや修正が必要となった場合は、提案 書を再提出いただきます。提案書等は、選考に用いられますので、7月23日(木)から 8月7日(金)までに、市民活動支援課市民協働推進担当まで、ご提出ください。

7 選定



(1) 公開プレゼンテーションの方法

選考は提出いただいた書類と公開プレゼンテーションで行います。

公開プレゼンテーションは、①提案団体のプレゼンテーション、②審査員との質疑で行います。

なお、提案書を提出しても、プレゼンテーションに参加しない場合は、選考の対象となりません。また、選考の時点では、提案された事業の実施が保証されるものでもありません。公開プレゼンテーションの日程や時間帯など、詳細は後日お伝えします。

② 選考方法

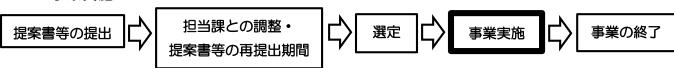
次の表で掲げる項目について、各審査員が点数化します。(P21審査基準を参照)

審査項目	審査の視点(ポイント)		
提案内容	・地域課題をデータ等により具体的に認識・分析し、市民や地域のニーズを的確に捉		
	えているか。		
	・新しい視点と創意により組み立てられた事業か。		
事業の妥当性	・不特定多数の市民の利益又は社会全体の利益につながるもので、市が関わることが		
	ふさわしい事業であるか。		
	・事業内容や実施方法は具体的かつ現実的に考えられているか。		
	・事業を行う事により達成しようとする目標や成果は明確になっているか。		
	・費用対効果の視点に立った検討がされているか。		
事業成果	・事業に継続性があるとともに、制度適用期間後にわたる自主的な活動による発展性・		
	将来性があるか。		
	・多くの市民が関わりを持つなど、市民力や地域力の向上につながるか。		
協働の必要性	・課題解決のために協働という手法が必要か。		
	・団体と市の役割分担が明確かつ妥当なものであるか。		
	・課題解決のために協働を行う事によって、相乗効果・波及効果、市民サービスの向		
	上が期待できるか。		
実現可能性	・事業実施に必要な専門的な知識や技術、実績・体制などがあると認められる団体か。		
	・団体と市がそれぞれの特性や違いを認め合い、共通認識に立って進めていくことが		
	できる事業となっているか。		
	・実現可能で、継続性を考慮した予算の積算が行われているか。		
	・提案書や提案説明で、事業のポイントや団体の熱意を的確に伝えられているか。		

③ 選定結果通知

事業の選定結果は、応募団体に通知します。

8 事業実施



※ここからの手続は、平成28年度予算可決後の、平成28年3月下旬以降からとなります。

(1) 申請書・請求書兼口座振替依頼書の提出

補助金交付予定通知書と同封の「補助金交付申請書」を、市民活動支援課市民協働推進担当まで、ご提出ください。なお、補助金の交付請求の際に必要となりますので、「請求書兼口座振替依頼書」も併せてご提出ください。

② 市担当課と打合せ

事業決定後、実施に向けて、協働相手となる市担当課と、事業目的や内容、役割分担等 について、改めて打合せを実施します。

③ 事業の実施に係る留意事項

事業を進めるに当たっては、定期的に情報や意見を交換しながら、「協働の原則」に基づき、事業を進めます。

●「協働の原則」とは?

(「府中市市民協働の推進に関する基本方針」より抜粋)

1 目的共有の原則

地域課題の解決や社会的な目的の実現に向け、公益的な価値を相乗的に生み出すために協働することを、相互に理解・認識する必要があります。

2 対等の原則

対等な協力関係にあるとの認識の下、役割分担を明確にして、それぞれが責任を持って取り組むことが求められます。

3 相互理解の原則

対話を通じ、十分なコミュニケーションを図り、互いの立場や特性について理解を深めるとと もに、信頼関係を築く必要があります。

4 自主性尊重・自立化の原則

それぞれの特性や長所をいかせるよう、その自主性を尊重するとともに、市民や各活動団体が 自立して活動できるよう、取組を進める必要があります。

5 評価の原則

協働の質や効果を高めるため、一定の時期に協働事業を客観的に評価・検証する必要があります。

6 情報公開の原則

透明性を高め、信頼関係を築くため、協働事業に関する情報を積極的に公開する必要があります。

・事業開始後は、原則として、**事業内容や金額の変更はできません**。

やむを得ない事情により、<u>事業途中で日程や事業内容等の変更が必要となる場合は</u>、 分かり次第早急に、かつ必ず事前に、<u>市民活動支援課市民協働推進担当</u>に相談してく ださい。

また、やむを得ない事情により、<u>事業を中止しなければならない場合は、市民活動</u> **支援課市民協働推進担当**に連絡してください。

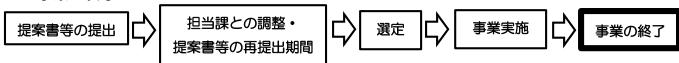
- ・補助対象事業の実績額が、すでに交付した額を下回るときは、差額分を返金いただくことになります。
- ・不正な手段により交付決定を受けたとき、補助金をほかの用途に使用したとき、交付決定に付した条件に反した時は、補助金の<u>交付決定の一部、又は全部を取り消すこ</u>とがあります。

(4) 事業の PR

協働事業の実施に当たり、作成するチラシ、ポスター、冊子、看板等に<u>「平成28年</u> 度府中市市民提案型協働事業」と明記してください。

※団体内部や市との打合せに用いる資料等への明記は不要です。

9 事業の終了



(1) 事業の振り返りの実施

事業終了後、速やかに市担当課と事業の振り返りを行ってください。

(2) 実績報告書の提出

事業終了後、30日以内に、実績報告書を提出していただきます。

■提出書類

- ① 府中市市民提案型協働事業補助金実績報告書
- ② 補助金使途明細書
- ③ 領収書の写し
- ④ 評価シート
- ⑤ 補足資料(成果物など)
- ※評価シートは別途送付します。
- ※補助対象事業の実績額が、すでに交付した額を下回るときは、差額を返還していただくことになります。

(3) 報告会

協働事業を今後の活動にいかし、ステップアップするため、報告会を開催します。

10 情報公開等

(1) 情報公開

提案書等に係るすべての記載事項は、本事業の目的・主旨の範囲で、協働事業の具体的 な事例として、個人情報を除き、市ホームページ等で事例としてご紹介させていただきま す。

② 個人情報の取扱い

事業実施に当たっては、個人情報の取扱いに十分ご注意ください。

11 その他

- ・応募に係る費用は、応募団体の負担とします。
- 提出いただいた書類等は返還いたしません。
- ・ 応募は1団体につき、1事業(1提案)とします。

Ⅱ 必要な書類とその記入方法

【府中市市民提案型協働事業補助金交付要望書】

1 団体所在地

事務所がある場合は事務所の所在地を、事務所がない場合や任意団体の場合は代表者の自宅の所在地を記入してください。

2 団体名

団体名称を記入してください。

3 代表者名

法人の場合は理事長名、任意団体は代表者の名前を記入し、理事長の印、又は代表者の個人印を押印してください。

※「○○会の印」ではなく、「○○会会長の印」を押印してください。

4 事業責任者氏名

提案に係る責任者を記入してください。(代表者と同一の場合は「代表者に同じ」と記入してください。)

5 事業名

提案する事業の名称を簡潔・明瞭に設定してください。

なお、「府中市市民提案型協働事業提案書(事業実施計画書)」「事業収支予算書」も同様の 名称を記入してください。

6 事業実施時期

事業の実施日(<u>イベント等を行う予定の日</u>)を記入してください。なお、「提案書(事業実施計画書)」の事業実施日と合わせてください。

7 総事業費

事業実施に係る金額を記入してください。なお、「提案書(事業実施計画書)」「事業収支予算書」と金額を合わせてください。

8 交付要望額

総事業費のうち、対象経費となる金額の2分の1の額で、上限額が50万円までの金額を 記入してください。

(例 総事業費100万円、対象経費70万円の場合、35万円が補助金申請額となります。)

【府中市市民提案型協働事業提案書(事業実施計画書)】

1 第6次総合計画の位置付け

P17~19に記載の総合計画該当チェックシートを確認のうえ、該当する施策番号及び施 策名を記入してください。

2 事業の目的及び必要性

事業を計画した背景にある地域課題や行政課題について、課題の解決や市民サービスの向上をねらいにしていることを、整合性、市民要望など、根拠も示して記入してください。

3 事業実施時期

事業の実施日(<u>イベント等を行う予定の日</u>)を記入してください。なお、「府中市市民提案型協働事業補助金交付要望書」の事業実施日と合わせてください。

4 実施場所

事業を行う会場を記入してください。

5 対象者

どういった方を対象としているか(例 市民、20歳以上の女性、子育て中のママ、60歳以上の男性など)を記入してください。

6 実施内容

どのような内容の事業を行うかを記入してください。

7 市担当課

提案事業の協働先である市の担当課を記入してください。(複数の協働先がある場合は全て記入してください。)

8 他団体との連携

他団体との連携の有無について記入してください。ある場合は団体名も記入してください。

9 期待する事業成果

事業を実施することにより、市民にとってどのような効果や成果があるかを記入してください。

10 事業の成果の活用方法及び将来の展望

事業の成果をどのように捉え、今後どのように活用していくのかを記入してください。

11 協働の必要性

協働の手法で市と事業を実施する必要性について記入してください。

12 役割分担

協働事業を実施するに当たって、団体が担う役割と市の担当課が担う役割をそれぞれ記入してください。

13 協働することによるメリット

協働の手法で市と事業を実施するメリットをそれぞれ記入してください。

14 協働することによる相乗効果

協働で実施することで、事業にどのような効果があるか記入してください。

15 事業実施スケジュール

事業の具体的なスケジュールと内容などを、時系列でできるだけ詳しく記入してください。 (いつ、どこで、だれと、だれを相手に、どのように、何をするか、など。) ※別紙で作成いただいても構いません。(その場合、記入欄に「別紙のとおり」と記入してください。)

16 事業のアピールポイント

創意工夫した点や、事業への思いなどを記入してください。

【事業収支予算書】

1 収入の部

交付要望額や自主財源等、事業に係る収入を記入してください。

参加費を徴収する事業も可能ですので、今後の自立性や継続性確保のためにも、できるだけ自主財源の確保に努めてください。

2 支出の部

費目ごとに分類し、事業に係る支出を記入してください。 また、各費目の積算内訳(品目、単価、数量等)を明示してください。

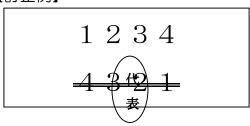
【その他】 関係書類の修正について

補助金関係書類は修正液等での修正ができません。

記入誤りの場合は、訂正箇所に二重線を引き、訂正箇所にかかるように代表者名の印(関係書類に押印したのと同じもの)を押し、その上に正しいものをご記入ください。

※ 「請求書兼支払金口座振替依頼書」の金額記入欄は、訂正は一切認められませんので、 ご注意ください。

【訂正例】



府中市市民提案型協働事業補助金交付要望書



府中市長

団体所在地 **府中市宮西町2**-24 団体名 OOO会 代表者名 **代表 府中** 太郎 事業責任者氏名 **代表者に同じ** 電 話 O42 (335) 4414

平成28年度補助金を、次のとおり交付されるよう要望します。

1 /3/2 2 6	反間効果と、バッとなり入口とれるよう女主しよう。			
事業名	シンポジウム「〇〇〇〇」			
事業実施時期 平成29年2月2日(火)(予定)				
総事業費	191, 100 円 ※2			
交付要望額	90, 500 円 ※①			
1 事業実施計画書 2 事業収支予算書 添付書類 3 団体概要書 4 団体の定款又は会則 5 団体の会員名簿				

P17「総合計画該当チェックシート」を参考に記入して

とに言う」 ▼ 民提案型協働事業提案書(事業実施計画書)

クシート」を参考に記入して民提			案型協働事業提案書(事業実施計画書)			
ください。名		名	000会			
事業名		名	シンポジウム「〇〇〇〇」			
第	6 次総合計画の位置付	it	(前期基本計画の施策番号及び施策名を記入してください。) 施策番号【59】施策名【民間活力による地域貢献活動の			
		·	促進			
			(どのような地域課題があるか、なぜこの事業が必要か、どのような市民サ			
			ービスの向上が図れるかなどを記入してください。)			
			(現状と課題)府中市において、住民の連帯感の希薄化や担い手不足など、			
			地組織の衰退が見られ、自治会加入率についても平成元年度と比較し、17%			
事業	業の目的及び必要	更性	以上の減が見られる。一方、NPO・企業等が公共分野の一翼を担い始めている。			
			(必要性)そのため、地域の人達が、地域で起こっていることを話し合い、			
			共有することで、連帯感が生まれ、また、新たな担い手の発掘につながり、			
			「自分の地域を自分たちでよくしよう」という郷土愛の醸成が図ることがで			
			きる。			
	事業実施時	期	平成29年2月2日(火)(予定)			
	 実 施 場	所	府中グリーンプラザけやきホール、NPO・ボランテ			
		171	ィア活動センター地下1階ほか(予定)			
	対 象	者	市民			
提	実 施 内	容	①基調講演「今、地域活動がおもしろい!(仮称)」			
提案内			講師:宮町寿氏(●●代表)(予定)			
容			内容:自治会、NPO、企業など、全国で起こっている様々な取組につい			
70'			ての事例紹介などを想定。			
			②ワークショップ「今、府中で起こっていること(仮称)」			
			内容:自分の地域で起こっていることを話し合い、事例マップを作成する。			
	市 担 当	課	0000課			
	他団体等との追	直携	有(想定している団体等)・無)			
			(実施することで、どのような成果があるかなどを記入してください。)			
車	期待する事業局	大果	地域で起こっている情報を共有することができることで郷土意識の醸成を			
事業成果			図ることができる。			
成	重業成里の洋田-		(どのように成果を捉え、どのように活用を図るかなどを記入してください。)			
木	事業成果の活用方法及び将来の展望		・シンポジウム参加者数やアンケートを集計し、成果を把握する。			
	及UNAUA	王	・作成したマップを HP 等で共有する。			

協働の意義及び役	協働の必要性	(なぜ市と協働で実施する必要があるのかなどを記入してください。) 地域で同じような活動をしている場合もあり、情報共有の必要性を感じている。 当会でも情報提供に努めているが、会場確保や広報面で限界がある。 市においても、地域課題を市民が互助的に解決していく仕組みを作ることは望ましい姿と考えることから、協働で実施する必要があるものと捉えている。	
割分担	協働することによる メーリーット	(団体のメリット) 信頼性の確保ができる。より広い範囲で周知ができる。 (市のメリット) 団体間の連携が図れることで、地域の力が向上する。	
	協働することによる 相 乗 効 果	(協働で実施することで、事業にどのような効果があるか記入してください。) 当会と市で情報共有をすることにより、同じような活動をそれぞれで実施していた団体と連携することで、地域のつながりが生まれ、事業の効果をより一層向上させることができる。	
	役割 分担	(団体の役割) シンポジウムに関する企画・運営、講師との調整、ワークショップの実施等。 ※事業の進行については市と協議の上進める。 (市の役割) 関係機関との調整、関連団体や関連事業の情報提供、会場の確保、広報への掲載等。	
	時期	内容	
実現性 (実施スケジュール)事業	平成28年7月 平成28年8月 平成28年9月 平成28年10月 平成28年11月 平成28年12月 平成29年1月 平成29年2月 平成29年2月 平成29年3月	(適宜けい線を入れるなどして見やすく記載ください。) ・会場確保(市) ・講師調整(団体) ・講師打合せ(団体) ・講師依頼(市) ・保育士依頼(団体)、中間打合せの実施(市・団体) ・ポスター、チラシ等デザイン、校正、発注(市・団体) ・広報掲載、自治会回覧、ポスター・チラシ配付(市)、参加者受付(団体) ・参加者受付、配付資料作成、準備物用意(団体) ・事業実施、振り返りの実施(市・団体) ・報告書提出(団体) (創意工夫や事業への思いなどを記入してください。)	
'	ミの / こール か イ ン ト		
	総事業費	191,100 円 ※②	

事業収支予算書

	寸	体	名	OC)()会			(3+4+5+6+7+8+9+10)×1/2
	事	業	名	シン	ノポジウム「000			<u>(③+④+⑤+⑥+①+⑥+◎+◎)</u>
1	<u> </u>	又入の部		入:	場料、広告料、協賛金	2 、		(但し、500,000円を限度)
-			目	_ 会	費、売上金等			77 71
		補助	金		190,500円	※一計画		★型協働事業提案書(事業実施) 交付要望額と同額
	自主	参加費			80,000 円	200) 円 ×	400人
	財源	自己資金			20,600 円			
	合 計		②191,100 円	※「i 計画i		案型協働事業提案書(事業実施 の総事業費と同額		

2 支出の部

科目		金額	経費の明細		
	報償費(謝礼金)	332,000円	講師謝礼 20,000 円(10,000 円×2 時間)		
		3 32,000 N	保育謝礼 12,000 円(4,000 円×3 人)		
			用紙 2,000 円 インク 10,000 円		
	消耗品費	④19,000 円	模造紙 800 円 画用紙 3,200 円		
			ラベルシール 3,000 円		
	 印刷製本費	⑤47,000 円	チラシ・ポスター印刷 35,000 円(5 円×		
対	口机以及不良	9 +1,00011	7,000 枚)、資料印刷 12,000 円		
象			講座連絡用郵便料		
X 経	 通信運搬費	⑥10,000円	52,000 円 (52 円×100 枚)、4.100 円		
費		0 10,000 1	(82円×50枚)		
A			講師打合せ交通費 700円		
	保険料	⑦ 20,000 円	保険料@20,000円		
	 使用料及び賃借料	8 53,000 円	会場使用料 48,200 円		
	区/17年/区 負債作	900,000 1	器具使用料 4,800 円		
	設営費	90 円			
	その他	⑩O 円			
	小計 (A)	181,000 円			
対	食糧費	10,100円	事業賄 8,000 円 (800 円×10)、2,100		
象		10,10011	円 (150円×14)		
外					
経	小計 (B)	10,100 円			
費					
 	計 (A+B)	② 191,100 円	※「市民提案型協働事業提案書(事業実施計		
	1 pl (A D)		画書)」の総事業費と同額		

団 体 概 要 書

団 体 名	000会		
代 表 者	フリカ゛ナ フチュウタ リ 氏 名 府中太 日		
所 在 地	住 所 〒	- 上に同じ	
(連絡先)	電話 042-335	FAX 042-36	5-3595
	E-Mail siminky	odo01@city.fuchu.toky	o.jp
	住 所 〒	_	
	フリカ゛ナ		
連絡責任者	氏 名	上に同じ	
	電話	FAX	
	E-Mail		
設立年月日	平成25年4.	月 1 日	
会 費 等	入会金(5,0	〇〇円) 会費(年	月 2 ,000円)
活動内容			
(活動目的など			
を記入してくだ			
さい。)			
	年 度	内 容	年間活動経費
		•ワークショップの実施	290,000円
	平成25年度	講演会「●●」の実施	
直近2年の			
活動実績及		•ワークショップの実施	290,000円
び当該年度	平成26年度	講演会「●●」の実施	
の活動予定			
		•ワークショップの実施	290,000円
	平成27 年度	講演会「●●」の実施	

Ⅲ 総合計画該当チェックシート

府中市では、平成26年度から平成33年度までの8年間を計画期間とする「第6次府中 市総合計画」を策定し、この計画に基づき、まちづくりを進めています。

「第6次府中市総合計画」は、市が将来どのようなまちにしていくか、そのためにどのように取り組んでいくかについて、総合的かつ計画的に取りまとめたものです。

なお、「第6次府中市総合計画」は、市のホームページでご覧いただけます。

市民提案型協働事業で企画提案する事業は、「第6次府中市総合計画」のどの施策に位置付けられていますか?位置付けられるものにチェックしてみてください。

直1	可いられていまりか?似直付けられるも	らのにナエックし	(み (くたさい。
1	人と人が支え合い幸せを感じるまち	(健康・福祉)	
1	健康づくりの支援	14	介護保険制度の円滑な運営
	健康推進課		介護保険課
2	母子保健の充実	15	障害者への相談支援機能の充実
	健康推進課		障害者福祉課
3	疾病予防対策の充実	16	障害者の社会参加支援
	健康推進課		障害者福祉課
4	地域医療体制の整備	17	障害者の就労支援
	健康推進課		障害者福祉課
5	保養機会の提供	18	障害者の地域生活支援
	住宅勤労課		障害者福祉課
6	地域における子育て支援	19	高齢者医療制度の普及と推進
	子育て支援課		保険年金課
7	子育て家庭の育児不安の解消	20	国民健康保険の運営
	子育て支援課		保険年金課
8	子育て家庭の経済的負担の軽減	21	国民年金の普及
	子育て支援課		保険年金課
9	ひとり親家庭への支援	22	低所得者の自立支援
	子育て支援課		生活援護課
1 (O 保育サービスの充実	23	勤労者の生活支援
	保育支援課		住宅勤労課
1 '	1 高齢者の生きがいづくりの支援	24	公的な住宅の管理運営
	高齢者支援課		住宅勤労課
1 2	2 高齢者の就労支援の促進	25	支え合いのまちづくり
	住宅勤労課		地域福祉推進課
1 3		26	福祉のまちづくりの推進
	高齢者支援課		地域福祉推進課

27 自然環境の保全の促進	2 3	安全で快適に暮らせる持続可能なまち(生活・	• 環境)	
28 緑のまちづくりの推進 34 ごみの適性処理の推進	27	自然環境の保全の促進	33	ごみ減量化・資源化の推進
		·····環境政策課		ごみ減量推進課
29 環境に配慮した活動の促進 35 交通安全の推進 30 まちの環境美化の推進 36 地域安全の推進 31 公害対策の推進公害対策の推進 37 危機管理対策の強化 32 斎場・墓地の管理運営 38 消防力の充実 39 人権意識の醸成 50 スポーツ環境の整備 40 平和意識の啓発 51 幼児教育の充実 41 男女共同参画の推進 52 教育環境の充実 42 都市間交流の促進 53 教育・指導内容の充実 43 国際化の推進 54 学校給食の充実 43 国際化の推進 54 学校給食の充実 44 学習機会の提供と環境づくりの推進づくりの推進でいった民活動支援課 55 児童・生徒の健康 45 図書館サービスの充実 56 学校施設の保全 46 市民の文化・芸術活動の支援 57 青少年の健全育成 47 文化施設の有効活用 58 地域コミュニティの活性化支援 48 歴史文化遺産の保存と活用のるさと文化財課 59 民間活力による地域貢献活動の促進 48 歴史文化遺産の保存と活用のあるさと文化財課 59 民間活力による地域貢献活動の促進 49 スポーツ活動の支援	28	緑のまちづくりの推進	34	ごみの適性処理の推進
		公園緑地課		ごみ減量推進課
30 まちの環境美化の推進	29	環境に配慮した活動の促進	35	交通安全の推進
1 公害対策の推進公害対策の推進		環境政策課		地域安全対策課
31 公害対策の推進公害対策の推進 37 危機管理対策の強化防災危機管理課 38 満防力の充実 38 満防力の充実防災危機管理課 38 人とコミュニティをはぐくむ文化のまち (文化・学習)防災危機管理課 39 人権意識の醸成 50 スポーツ環境の整備政策課 51 幼児教育の充実学務保険課 41 男女共同参画の推進 52 教育環境の充実学務保険課 42 都市間交流の促進 53 教育・指導内容の充実市民活動支援課 54 学校給食の充実市民活動支援課 54 学校給食の充実学務保険課 55 児童・生徒の健康 づくりの推進 55 児童・生徒の健康 37 内の推進 55 児童・生徒の健康 37 内の推進 55 児童・生徒の健康 37 内の推進 55 児童・生徒の健康 37 内の推進 55 児童・生徒の健康 38 世域コミュニティの活性化支援文化振興課 59 民間活力による地域貢献活動の促進 59 民間活力による地域貢献活動の促進 59 民間活力による地域貢献活動の促進 59 民間活力による地域貢献活動の促進 59 民間活力による地域貢献活動の促進 59 民間活力による地域貢献活動の促進 59 民間活力による地域貢献活動の促進市民活動支援課 49 スポーツ活動の支援 59 民間活力による地域貢献活動の促進市民活動支援課	30	まちの環境美化の推進	36	地域安全の推進
3		環境政策課		地域安全対策課
3	31	公害対策の推進公害対策の推進	37	危機管理対策の強化
3 人とコミュニティをはぐくむ文化のまち(文化・学習) 39 人権意識の醸成				
3 人とコミュニティをはぐくむ文化のまち(文化・学習) 3 人権意識の醸成	32		38	
39 人権意識の醸成 50 スポーツ環境の整備政策課生涯学習スポーツ課 40 平和意識の啓発 51 幼児教育の充実学務保険課 52 教育環境の充実学務保険課 52 教育環境の充実総務課 53 教育・指導内容の充実市民活動支援課 53 教育・指導内容の充実指導室 54 学校給食の充実市民活動支援課 55 児童・生徒の健康 づくりの推進生涯学習スポーツ課 55 児童・生徒の健康学務保険課 55 児童・生徒の健康学務保険課生涯学習スポーツ課 56 学校施設の保全図書館 57 青少年の健全育成文化振興課 57 大の活性化支援中民活動支援課 59 民間活力による地域貢献活動の促進市民活動支援課 59 民間活力による地域貢献活動の促進市民活動支援課 48 歴史文化遺産の保存と活用 59 民間活力による地域貢献活動の促進市民活動支援課 49 スポーツ活動の支援 59 民間活力による地域貢献活動の促進市民活動支援課 49 スポーツ活動の支援 59 民間活力による地域貢献活動の促進市民活動支援課 49 スポーツ活動の支援 59 民間活力による地域貢献活動の促進市民活動支援課 49 スポーツ活動の支援 59 民間活力による地域貢献活動の促進市民活動支援課 49 スポーツ活動の支援市民活動支援課 49 スポーツ活動の支援市民活動支援課市民活動支援課 49 スポーツ活動の支援市民活動支援課市民活動支援課 49 スポーツ活動の支援市民活動支援課市民活動支援課市民活動支援課市民活動支援課 49 スポーツに対している・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		住宅勤労課		防災危機管理課
39 人権意識の醸成 50 スポーツ環境の整備政策課生涯学習スポーツ課 40 平和意識の啓発 51 幼児教育の充実学務保険課 52 教育環境の充実学務保険課 52 教育環境の充実総務課 53 教育・指導内容の充実市民活動支援課 53 教育・指導内容の充実指導室 54 学校給食の充実市民活動支援課 55 児童・生徒の健康 づくりの推進生涯学習スポーツ課 55 児童・生徒の健康 37くりの推進生涯学習スポーツ課 55 児童・生徒の健康学務保険課生涯学習スポーツ課 56 学校施設の保全図書館 57 青少年の健全育成文化振興課 57 大の活性化支援中民活動支援課 59 民間活力による地域貢献活動の促進方よるさと文化財課 59 民間活力による地域貢献活動の促進方よ活動支援課 48 歴史文化遺産の保存と活用 59 民間活力による地域貢献活動の促進市民活動支援課 49 スポーツ活動の支援 59 民間活力による地域貢献活動の促進市民活動支援課 49 スポーツ活動の支援 59 民間活力による地域貢献活動の促進市民活動支援課				
***********************************	_ ,			
40 平和意識の啓発 51 幼児教育の充実 ・・・・・生涯学習スポーツ課 52 教育環境の充実 41 男女共同参画の推進 52 教育環境の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39		50	
## 1				
41 男女共同参画の推進 52 教育環境の充実 42 都市間交流の促進 53 教育・指導内容の充実 43 国際化の推進 54 学校給食の充実 44 学習機会の提供と環境づくりの推進	40		51	
## 142 都市間交流の促進	4.4	——————————————————————————————————————	- -	
42 都市間交流の促進 53 教育・指導内容の充実 43 国際化の推進 54 学校給食の充実 44 学習機会の提供と環境づくりの推進	41		52	
## 19 ## 19	4.0	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	5 2	
43 国際化の推進 54 学校給食の充実 44 学習機会の提供と環境づくりの推進 づくりの推進 生涯学習スポーツ課 55 児童・生徒の健康 学務保険課 45 図書館サービスの充実 図書館 56 学校施設の保全 図書館 46 市民の文化・芸術活動の支援 文化振興課 57 青少年の健全育成 児童青少年課 47 文化施設の有効活用 58 地域コミュニティの活性化支援 市民活動支援課 48 歴史文化遺産の保存と活用 ふるさと文化財課 59 民間活力による地域貢献活動の促進 市民活動支援課 49 スポーツ活動の支援	42		၁૩	
	43		51	
44 学習機会の提供と環境づくりの推進 づくりの推進 生涯学習スポーツ課 55 児童・生徒の健康 学務保険課 45 図書館サービスの充実 図書館 56 学校施設の保全 総務課 46 市民の文化・芸術活動の支援 文化振興課 57 青少年の健全育成 児童青少年課 47 文化施設の有効活用 文化振興課 58 地域コミュニティの活性化支援 市民活動支援課 48 歴史文化遺産の保存と活用 ぶるさと文化財課 59 民間活力による地域貢献活動の促進 市民活動支援課 49 スポーツ活動の支援	43		54	
づくりの推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41		55	
 ・・・・・・生涯学習スポーツ課 45 図書館サービスの充実 46 市民の文化・芸術活動の支援 47 文化施設の有効活用 48 歴史文化遺産の保存と活用 49 スポーツ活動の支援 ・・・・・ふるさと文化財課 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			55	
45図書館サービスの充実56学校施設の保全46市民の文化・芸術活動の支援 文化振興課57青少年の健全育成 児童青少年課47文化施設の有効活用 文化振興課58地域コミュニティの活性化支援 市民活動支援課48歴史文化遺産の保存と活用 ふるさと文化財課59民間活力による地域貢献活動の促進 市民活動支援課49スポーツ活動の支援				ADVINCE
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45		56	学校施設の保全
46 市民の文化・芸術活動の支援 57 青少年の健全育成 47 文化施設の有効活用 58 地域コミュニティの活性化支援 48 歴史文化遺産の保存と活用 59 民間活力による地域貢献活動の促進 49 スポーツ活動の支援				
 ・・・・・文化振興課 ・・・・・文化施設の有効活用 ・・・・文化振興課 ・・・・文化振興課 ・・・・・大化振興課 ・・・・・大化振興課 ・・・・・大の表さと文化財課 ・・・・・・大の表さと文化財課 ・・・・・大の表さと文化財課 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46		57	
47文化施設の有効活用58地域コミュニティの活性化支援 市民活動支援課48歴史文化遺産の保存と活用 ふるさと文化財課59民間活力による地域貢献活動の促進 市民活動支援課49スポーツ活動の支援			- ·	
48 歴史文化遺産の保存と活用 59 民間活力による地域貢献活動の促進ふるさと文化財課市民活動支援課 49 スポーツ活動の支援	47	文化施設の有効活用	58	地域コミュニティの活性化支援
		文化振興課		
49 スポーツ活動の支援	48	歴史文化遺産の保存と活用	59	民間活力による地域貢献活動の促進
		ふるさと文化財課		市民活動支援課
生涯学翌フポーツ課	49	スポーツ活動の支援		
工性子自入州・ノ味・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		生涯学習スポーツ課		

4 /	人を魅了するにぎわいと活力のあるまち(都市基盤	• 産業)
60	計画的な土地利用の推進	70	
	計画課		下水道課
61	良好な開発事業の誘導	71	中小企業の経営基盤強化の支援
	計画課		経済観光課
62	震災に対応した建築物の誘導	72	地域協業の振興
	建築指導課		経済観光課
63	質の高い建築物の確保	73	工場の育成
	建築指導課		経済観光課
64	魅力ある景観の形成	74	観光資源の活用・創出による地域
	計画課		活性化
65	駅周辺整備事業の計画的推進		経済観光課
	······地区整備課		
66	けやき並木と調和したまちづくりの推進	75	
	計画課		·····経済観光課
67	公共交通の利便性の向上	76	農地の保全、府中参謀産物の流通
0.0	計画課		拡大と担い手の育成
68	道路等の整備	77	・・・・・経済観光課
69	・・・・・・土木課	77	農業とふれあう機会の拡充
69	道路等の適正な維持管理 管理課		·····経済観光課
	官珪珠		
4/2×			
78	コーロの支張に向けて (1) 泉政建名/ 	82	 市民ニーズや行政課題に的確に対
10	四報/回勤・情報 互用の元文 広報課	02	対応できる人材の育成
79	広聴活動の充実		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
13		83	安定的な情勢サービスの提供
80	計画の着実な推進に向けたPDCAサイ		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
50	クルの充実	84	情報通信技術の活用
	政策課	O F	情報システム課
81	長期的視点に立った公共資産の維持・活	85	
	用		財政課
	····建築施設課		

Ⅳ よくある質問

- Q1 提案できる団体に、"市内に活動拠点を有する"とありますが、団体の構成員のほとんどが市外在住者の場合、応募はできないのでしょうか?
- A1 府中市では、協働の主体となる市民を、"市内に住み、働き、学び、又は活動する全ての人"としています。そのため、府中市内で事業を実施し、市民サービスの向上に寄与することが認められる事業であれば、団体の構成メンバーが市外の人であっても問題ありません。
- Q2 応募方法の中で、"担当課との調整"とありますが、担当課と打合せを実施した結果、 事業内容が変わることがあるのでしょうか?
- **A2** 担当課との打合せは、提案いただいている事業をより実行性の高いものとするために 実施します。そのため、打合せを踏まえて、より効果的な事業なるように、事業内容 や役割分担等について修正をする場合があります。
- Q3 役割分担の中の"市の役割"として、どのようなものがありますか?
- A3 市の役割は、イベントのPRや情報発信、情報提供、関係機関や関連団体との調整、 事業の補助、イベント当日の運営など、事業内容によって様々な役割が想定されます。 協働事業は、それぞれの得意分野をいかすことによる相乗効果を期待するものである ため、事業内容に合った市の役割を考えましょう。
- Q4 事業実施にあたり、参加費を徴収しても問題はありませんか?
- **A4** 参加費を徴収しても問題ありません。事業実施に必要な範囲内(実費相当分)であれば、今後の自立性や継続性の確保のためにも、できるだけ自主財源の確保に努めてください。
- Q5 "第6次府中市総合計画"は、どこで見ることが出来ますか?
- A5 市役所 3 階市政情報公開室、中央・各地区図書館、スクエア 21・女性センターでご覧いただけます。また、市ホームページにも掲載しております。

V 市民提案型協働事業補助金審査基準

審查項目		審査の視点	得	
		니니나수의 H를 가 그 가 사이 된 나니니 그 크고 크게 가 다.	点	
地域課題・市民ニーズ分析		地域課題をデータ等により具体的に認識・分析 し、市民や地域のニーズを的確に捉えているか。	/10	
		新しい視点と創意により組み立てられた、先駆的	/10	
先駆性		対しい悦思と削息により組み立くりがに、元極的 な事業か。	/5	
事業の妥当性	公共性 (公益性)	不特定多数の市民の利益又は社会全体の利益に	7.0	
		つながるもので、市が関わることがふさわしい事		
		業であるか。	/10	
	具体性	事業内容や実施方法は、具体的かつ現実的に考え	7 10	
		られているか。	/5	
	目標・成果設定	事業を行う事により達成しようとする目標や成	, ,	
		果は明確になっているか。	/5	
		費用対効果の視点に立った検討がされているか。	/5	
事業成果協働の	事業の発展性・将来展望	事業に継続性があるとともに、制度適用期間後に	·	
		わたる自主的な活動による発展性・将来性がある		
		カゝ。	/5	
	市民力の向上	多くの市民が関わりを持つなど、市民力や地域力		
		の向上につながるか。	/5	
	必要性	課題解決のために協働という手法が必要か。	/10	
	役割分担	団体と市の役割分担が明確かつ妥当なものであ		
		るか。	/5	
必	効果	課題解決のために協働で事業を実施することに		
要		よって、相乗効果・波及効果、市民サービスの向		
性		上が期待できるか。	/10	
実	実施能力	事業を遂行する能力(事業実施に必要な専門的な		
		知識や技術、実績・体制など)があると認められ		
		る団体か。	/5	
現	相互理解	団体と市がそれぞれの特性や違いを認め合い、共		
可可		通認識に立って進めていくことができる事業と	,	
能性		なっているか。	/10	
	予算の適当性 プレゼンテーション能力	実現可能で、継続性を考慮した予算の積算が行わ	/-	
		れているか。	/5	
		提案書や提案説明で、事業のポイントや団体の熱	/-	
		意を的確に伝えられているか。	/5 100	
合 計				

VI 府中市市民提案型協働事業補助金交付要綱

平成27年2月27日 要綱第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、協働によるまちづくりの一層の推進を図るため、府中市市民提案型協働事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、府中市補助金等交付規則(昭和52年11月府中市規則第21号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「協働」とは、多様で多層な主体が情報を共有し、相互の立場や特性を認めつつ、対等の立場で、それぞれの役割を果たし、共通する課題の解決や社会的な目的の実現に向けて、公益的な価値を相乗的に生み出すため、連携・協力することをいう。
- 2 この要綱において「市民提案型協働事業」とは、地域の課題や社会的な課題の解決に向けて市民と市とが連携・協力して取り組む事業であって、市長の募集に応じ、市民が提案するものをいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす団体とする。
 - (1) 市内に活動の拠点を有し、5人以上の構成員で組織されていること。
 - (2) 定款、規則、会則その他の組織の運営に関する基本的事項を定めたものを有すること。
 - (3) 適正な会計処理が行われていること又は行われる見込みがあること。
 - (4) 政治活動又は宗教活動を目的としていないこと。
 - (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団若しく はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制下にないこと。
 - (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号) の規定による処分を受けていないこと又は当該団体若しくはその役職員若しくは構成 員の統制下にないこと。

(補助対象事業)

- 第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、前条に規定する者が実施する市民提案型協働事業であって、その具体的な効果が期待できるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、対象としない。
 - (1) 営利を目的とするもの
 - (2) 特定の個人又は団体のみが利益を受けるもの
 - (3) 政治活動又は宗教活動に関するもの
 - (4) 施設等の整備を目的とするもの
 - (5) 政策立案のための調査その他の政策の提案に関するもの

- (6) 学術的な研究に関するもの
- (7) 地域住民の交流行事その他の親睦を目的とするもの
- (8) 国、地方公共団体等から補助を受けるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付の対象となる事業として不適当と認めるもの
- 2 補助対象事業は、原則として単年度で完了するものとする。

(補助対象経費)

- 第5条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるものとする。
 - (1) 講師等への謝礼金
 - (2) 消耗品費
 - (3) 印刷製本費
 - (4) 通信運搬費
 - (5) 保険料
 - (6) 会場等の使用料又は賃借料
 - (7) 会場の舞台装置その他の設備の設営費
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

(補助金額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1に相当する額とし、50万円を限度とする。

(審査の方法)

- 第7条 市長は、規則第7条第1項に規定する補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)に係る審査を行うため、規則第6条の規定による申請を行った者に対し、公開の場で当該申請に係る市民提案型協働事業の内容について発表する機会を与えるものとする。
- 2 市長は、交付決定に際し必要があると認めるときは、府中市附属機関の設置等に関する 条例(平成 年 月府中市条例第 号)別表に規定する府中市市民協働推進会議に意 見を聴くことができる。

(補助金の請求)

- 第8条 交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、規則第7条第2項に規定する通知を受けた後に、請求書を市長に提出することにより交付決定された額を請求することができる。
- 2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求に係る交付決定者に対し、補助金を交付するものとする。

(実績報告の時期)

第9条 規則第11条の規定による実績報告は、補助対象事業の完了後30日以内に行わなければならない。

(精算)

第10条 規則第11条の規定による実績報告を行った交付決定者は、補助対象事業の実績

に基づき算出した補助金の額が第8条第2項の規定により交付を受けた補助金の額を 下回るときは、その差額を返還しなければならない。

(様式)

第11条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

問合せ先

協働事業は、行政と一緒に行う事業です。 企画の段階から一緒に考えていきましょう。 よい提案がありましたら、まずは市民活動支援課へご相談ください。

府中市市民協働推進本部 市民活動支援課 市民協働推進担当

〒183-8703 府中市宮西町2-24

電話: 042-335-4414 FAX: 042-365-3595

E-mail: siminkyodo01@city.fuchu.tokyo.jp